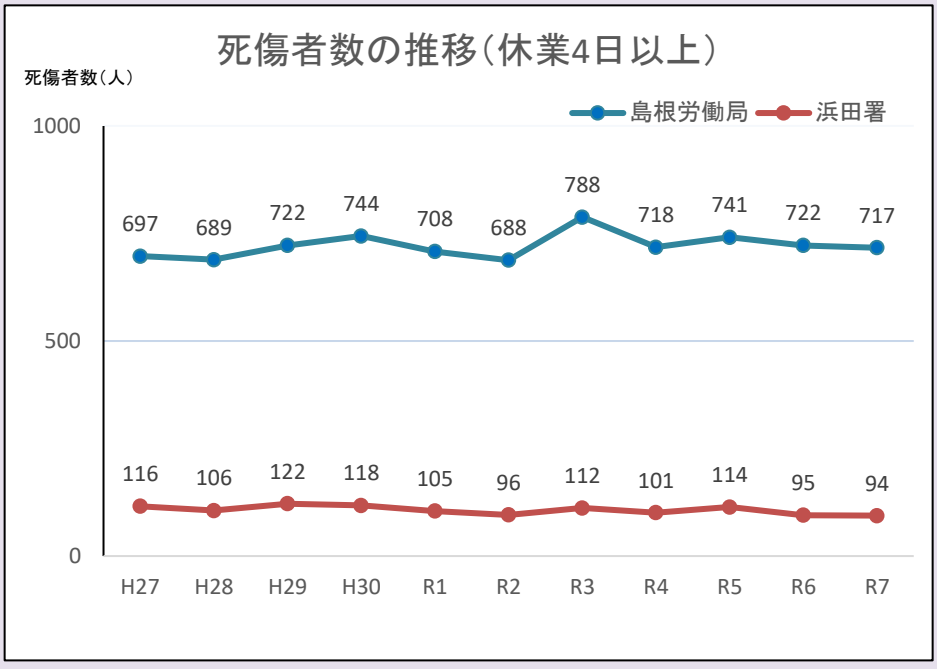
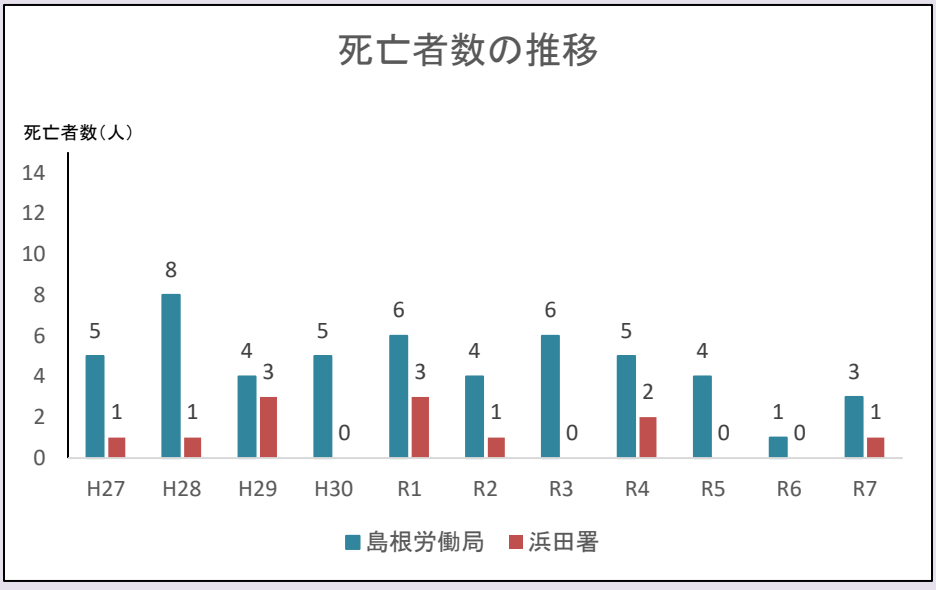
令和７年浜田の労働災害



令和７年に浜田労働基準監督署管内で発生した休業4日以上の労働災害（新型コロナり患者を除く）の死傷者数は９４人となり、前年と比較して１人減少しました。

管内の労働災害発生状況をグラフに取りまとめましたので、社内での安全衛生活動にご活用ください。





島根労働局では、県内の高年齢労働者等による転倒・腰痛防止、相次ぐ死亡災害撲滅に向け、「島根労働局第14次労働災害防止計画」を作成しています。

この計画は、「死亡災害の撲滅を目標に、死亡者数を前5年比5%以上減少させ、年平均4人以下とする」、「死傷災害の増加傾向に歯止めをかけ、死傷者数を2022年と比較して、2027年までに減少させる」ことを目指し、8つの重点項目、アウトプット・アウトカム指標を定め、令和5～９年度にわたり、島根労働局や事業者等が実施すべき各種取り組みを定めたものです。

今年で14次防も４年目になります。安全衛生管理担当者を中心に、8つの重点項目と事業場での安全衛生活動の実施状況を比較し、今後どのような活動を進めていくべきか検討してみましょう。



一般社団法人 島根労働基準協会浜田支部

協賛　島根労働局 浜田労働基準監督署

令和７年 休業4日以上の死傷災害発生状況

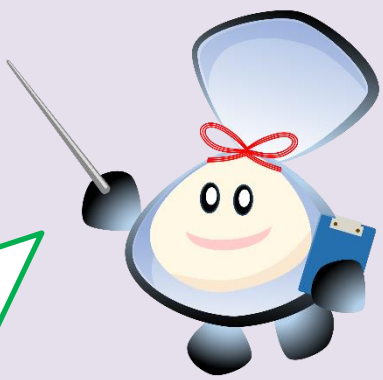
		令和6年	令和7年	増減数
全産業		95	94（1）	−1
製造業	食料品	4	5	1
	繊維・衣服	0	0	0
	木材・木製品	2	3	1
	家具・装備品	0	0	0
	パルプ・印刷等	3	0	-3
	化学	1	0	-1
	窯業・土石	1	2	1
	鉄鋼・非鉄	0	2	2
	金属製品	2	1	-1
	機械器具	1	1	0
	その他の製造業	2	3	1
	小計	16	17	1
鉱業		2	0	-2
建設業	土木	7	6（1）	-1
	木造建築	3	0	-3
	その他の建築	7	5	-2
	その他	3	1	-2
	小計	20	12（1）	-8
運輸交通業	道路貨物運送	2	9	7
	その他の運輸	0	1	1
	小計	2	10	8
林業	伐木・搬出	1	6	5
	造林・その他の林業	5	3	-2
	小計	6	9	3
第三次産業	小売業	11	9	-2
	社会福祉施設	12	11	-1
	飲食店	2	0	-2
	その他の第三次産業	21	22	1
	小計	46	42	-4
その他		3	4	1

※新型コロナに起因するものは除き、休業4日以上のものを集計しています。
※（　）内の数字は死亡者数で内数を表しています。
※第三次産業とは、全産業のうち、製造業、鉱業、建設業、運輸交通業、貨物取扱業、農林業、畜産・水産業を除くものです。
※その他は、貨物取扱業、農業、畜産・水産業です。

浜田署管内の労働災害発生状況を業種別で前年度と比較したところ、**「建設業」**、**「第三次産業」**、**「鉱業」**で**減少**が認められました。一方で、**「林業」**、**「運輸交通業」**で**増加**が認められ、特に「伐木・搬出」で５人、「道路貨物運送業」で７人増加しました。

《プラスα》

島根労働局HPにて、島根県内の監督署ごとに各月の労働災害発生状況を掲載しております。「島根労働局 労働災害発生状況」で検索してみてください。

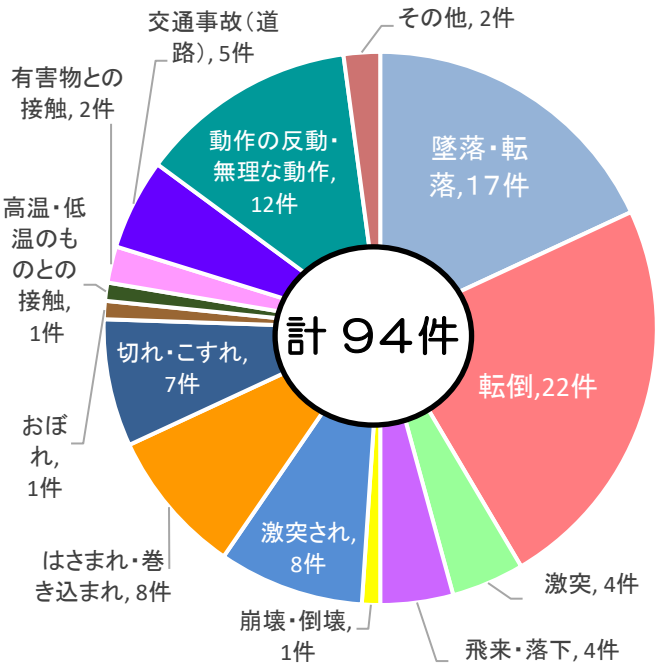


事故の型別発生状況

事故の型とは、傷病を受けるもととなった起因物が関係した現象をいいます。令和７年に浜田署管内で発生した労働災害を「事故の型」別に分類した円グラフです。**「転倒」が２２件と最も多く**、次いで**「墜落・転落」、「動作の反動・無理な動作」**となっています。休業4日以上の転倒災害は毎年のように全労働災害の約４分の１を占めています。

転倒災害を防ぐためにはハード面及びソフト面、両方の対策が重要です。４S（整理・整頓・清掃・清潔）の実施、職場の危険マップの作成、段差や隙間の解消といった設備の改善等、ハード面の取り組みは各事業場ですでに実施していただいていますが、労働者ごとの現状の身体機能の適切な把握、その結果を踏まえた身体能力向上を図るといったソフト面の取り組みが低調な状況にあります。

ソフト面の取り組みの足掛かりとして、転倒等リスク評価セルフチェック票（厚生労働省HP「転倒予防・腰痛予防の取り組み」参照）や島根産業保健総合支援センターの転倒防止・腰痛予防のための運動指導等訪問支援（無料出張サービス）をぜひご活用ください。



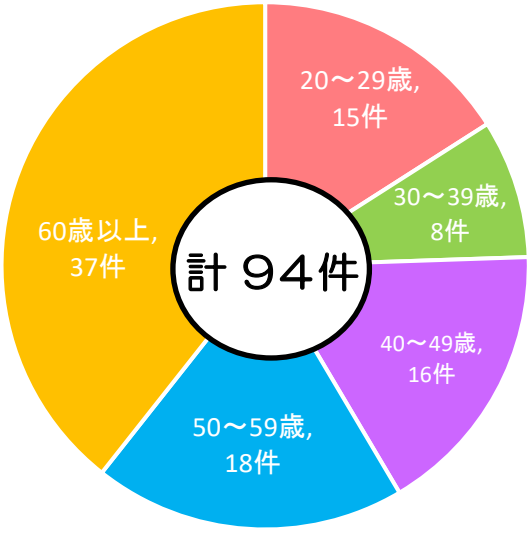
※コロナり患者を除く

転倒予防・腰痛予防の取り組み
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000111055.html

年齢別発生状況

令和７年に浜田署管内で発生した労働災害を「年齢」別に分類した円グラフです。全災害のうち、50歳以上の占める割合は約58%と半数以上を占めています。

近年、休業４日以上の労働災害による死傷者数の６０歳以上の労働者が占める割合が増加傾向にあることから厚生労働省では「高年齢者の労働災害防止のための指針」（エイジフレンドリー指針）を策定し、高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりや労働災害防止のための健康づくりを推進しています。



※コロナり患者を除く

お役立ち情報



一部の手続きの電子申請が義務化されました

令和７年1月1日より、以下の手続きについて、**電子申請の原則義務化**が始まりました。

- 〇労働者死傷病報告（休業4日以上、休業4日未満）
- 〇総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の選任報告
- 〇定期健康診断
- 〇心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- 〇有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- 〇有機溶剤等健康診断結果報告
- 〇じん肺健康管理実施状況報告

義務化されるもの以外にも、

- ・足場/局所排気装置などの設置・移転・変更届
- ・特定化学物質など各種特殊健康診断結果報告

など多くの届出等が電子申請可能です。

電子申請の詳細は
こちらからご確認ください

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/denshishinsei.html

さらに
令和7年1月1日以降、労働者死傷病報告の報告事項が改正され、**労働者死傷病報告の様式が変更**となっています！
労働者死傷病報告の電子申請に当たっては、「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」をご活用ください。

安全衛生帳票入力支援サービス
https://www.chohyo-shien.mhlw.go.jp/

なお、「事業の種類」や「被災者の職種」を入力される際は、島根労働局HPに掲載されております「事業の種類」及び「職種」の調べ方のリーフレットをご利用ください。

島根労働局HP
事業の種類・職種の調べ方
https://jsite.mhlw.go.jp/shimane-roudoukyoku/news_topics/news/_84685.html

令和7年6月1日から
熱中症対策が強化されています

熱中症による死亡災害の多発を踏まえ、熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、**「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者へ義務付けられています。**
対象となるのは、WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で連続1時間以上又は1日4時間を超えての実施が見込まれる作業で、屋内・屋外や業種を問いませんのでご留意ください。
また、職場における熱中症予防対策の準備を進めていくために、STOP！熱中症クールワークキャンペーンも併せてご確認ください。



このリーフレットに関するお問い合わせは、浜田労働基準監督署へ
（浜田市田町116-9　TEL：0855-22-1840）（R8.4作成）